

呉市教育委員会会議録
(令和5年12月21日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和5年12月21日定例会

- 1 開催日時 令和5年12月21日(木) 13:30開会
15:57閉会
- 2 開催場所 758会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 佐々木元
委員 吉中由美子
委員 辻佑子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 高橋伸治
教育部副部長 石川直之
教育部参事補兼呉高等学校事務長 追原重臣
教育総務課長 横田三奈
学校施設課長 瀧川孝徳
学校教育課長 木屋善貴
学校安全課長 伊藤賀世
文化振興課長 三浦美佐子
中央図書館長 木崎ひとみ
学校施設課主幹 丸石大
教育総務課課長補佐 橋本優子
- 5 傍聴者 5人
- 6 日程
 - (1) 会期決定について
 - (2) 前回会議の報告
 - (3) 報告第34号 「呉市立中学校におけるいじめ問題等事案に関する調査報告書」の調査結果を受けた再発防止策に係る取組の実施状況について
 - (4) 報告第35号 呉市立呉高等学校の令和6年度入学者選抜実施要項について
 - (5) 報告第36号 専決処分について
 - (6) 教議第48号 請願書について
 - (7) 報告第37号 令和5年度教育費補正予算について
 - (8) 教議第49号 臨時代理の承認について(令和5年度教育費補正予算)
 - (9) 教議第50号 臨時代理の承認について(令和6年度教育費予算)
 - (10) 教議第51号 職員人事について

(13:30)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、辻委員・森尾委員をお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

橋本課長補佐 (令和5年11月24日定例会について報告)

教 育 長 ここでお諮りします。本日の日程については、先日お知らせしておりましたが、昨日、事務局から追加の議案が提出されました。この際、提出された議案を日程に追加し、審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。それでは、追加の日程及び資料を配布してください。

(追加日程及び資料配布)

教 育 長 本日の日程のうち、日程第7から日程第9については、予算に係る案件のため非公開、先ほど追加されました日程第10については、人事に係る案件のため秘密会としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

報告第34号 「呉市立中学校におけるいじめ問題等事案に関する調査報告書」の調査結果を受けた再発防止策に係る取組の実施状況について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第34号「『呉市立中学校におけるいじめ問題等事案に関する調査報告書』の調査結果を受けた再発防止策に係る取組の実施状況について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

伊 藤 課 長 それでは、報告第34号「『呉市立中学校におけるいじめ問題等事案に関する調査報告書』の調査結果を受けた再発防止策に係る取組の実施状況について」御説明します。資料1ページを御覧ください。

まず、表の一番上にあります調査報告書及び再発防止策の教職員への周知、上から四つ目にあります(2)アの第5学年以上の児童生徒を対象として夏季休業明けに「こころとからだのアンケート」及び全員面談の実施、下から二つ目にあります(4)イの自殺予防週間における「教育長メッセージ」の発出、相談窓口の積極的な周知につきましては、9月29日(金)までに各学校から実施済みであることを確認しております。

また、これら以外の取組につきましては、12月1日(金)までに全校で実施済みで

あることを確認いたしました。

資料にはございませんが、これら九つの再発防止策のうち、三つの取組についての具体をお伝えいたします。

一つ目の取組として、上から二つ目の(1)アは、いじめの積極的認知につなげる校内研修の実施についてでございますが、学校が認知したいじめ事案の件数としまして、9月に再発防止策を示して以降、10月、11月は小学校・中学校ともにいじめの認知件数が増加しております。いじめの認知件数は、子供のつらい思いに寄り添った数と捉え、今後もいじめの積極的認知に向けて取り組んでいきたいと考えております。

二つ目の取組として、(2)ア「こころとからだのアンケート」及び全員面談の実施につきましては、学校は、アンケートにより命に関する不安や悩みを持っている児童生徒を把握し、保護者連携を行ったり、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家につないだりいたしました。

また、経過観察を継続するとともに保護者との連携、必要な場合にはカウンセリングを行うなど、児童生徒の状況に応じた支援を進めているところでございます。これから、冬季休業に入りますので、冬季休業中の見守り等について保護者連携を行うようにすることなどについても、12月の校長会・教頭会で改めてお伝えいたしました。

三つ目の取組として、下から三つ目の(4)アの「命を大切にせる教育」につきましては、担任とスクールカウンセラーによる授業実践を進めているところでございます。この授業では、「子供の心の回復力の育成」と「SOSを出すことができる子供の育成」をねらい、小学校及び義務教育学校前期課程の5・6年、中学校及び義務教育学校後期課程の1・2年を対象として、心が苦しいときの対処や怒りのコントロール、ストレスマネジメントなどについて学習いたします。また、各教科においては、例えば、道徳科においては「生命の尊さ」や「よりよく生きる喜び」について考えを深めたり、小学校の体育科保健領域や中学校の保健分野では、不安や悩みへの対処やストレスへの対処について学んだりしております。

最後に、再発防止策に係る取組を進めるに当たって各学校が工夫したことや校内研修での様子等について、「こころとからだのアンケートも5・6年だけでなく全校で実施する等、学校全体の課題を明らかにし、取組を進めた。」「生徒や家庭の『大丈夫』という回答により指導のタイミングを逸する可能性があるという指摘を念頭に、聞き取り時は、更に丁寧かつ寄り添う姿勢で臨むよう努めている。」などの報告がございました。

再発防止策の九つの取組につきましては、今後も、児童生徒一人一人の尊厳の大切さを心に据えて、確実かつ継続的に取り組んでまいります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 　　ただいま、事務局から日程第3の報告第34号「『呉市立中学校におけるいじめ問題等事案に関する調査報告書』の調査結果を受けた再発防止策に係る取組の実施状況について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

吉 中 委 員 　　報告の中で、(1)アを実施したことで小中ともに認知件数が上がったという報告がありました。積極的な認知につながるために(1)2のアンケートの方も定義を

分かりやすく示して行っていますけども、このアンケートの内容自体に変化があったのでしょうか。

伊藤課長 アンケート調査につきましては、必ず質問してほしい項目を入れております。それ以外につきましては、それぞれの学校の子供たちの実態に合わせて追加で質問項目を増やしている学校もありますし、いじめについて具体的に示してありますので、少しずつ学校の中で工夫してよいかという問合せも頂いているので、少しずつ違っていると感じております。

吉中委員 アンケートから発される思いなど色々あると思います。それに応じて各学校で項目を考えていただき、それを受け止める側の方もしっかり取り組んでいるということなので、今後はこれらの挙がってきたものに対して、どのように関わっていくのかまでを含めて、しっかり取組を継続していただきたいと思います。

高橋部長 少し補足をさせてください。アンケートを分かりやすく示したことで内容が変わりがあったかという御質問であったと思いますが、分かりやすく、こんなこともいじめなんだよとアンケートに明記することで、今までは、そこまでは思わなかった内容が入ってきたという傾向はあるという状況でございます。

吉中委員 アンケートの質問や内容が変わったことによって、保護者や子供からの回答結果に、今までは挙がってこなかったようなことが挙がってきたりしたなどの変化があったのか、というところで質問しました。

伊藤課長 アンケートの詳細については、これから学校から報告がありますので、回答に変化があったかどうかというのは、報告を待ってからになります。

吉中委員 画一的になっていないかなということが気になっていたもので、ただやればいいのかというのではなく、やってみて返ってきたことに対して先生方や各学校が実際にやってみて、それぞれが取り組んで、これをしっかり継続していくことがとても大事だと思いますので、定期的に報告をしていただきたいと思います。

教育長 認知件数が増えるということは、いじめの訴えであったり、見える力が付いたというような判断ができると思いますが、それを早く解決していく、そういうところをきちっとやってもらいたいと思います。

辻委員 早速に実施報告していただき、うれしく思います。

アンケートを実施し、これから回答が集計され、詳しい内容が上がってくるということですが、アンケートをしたら安心、それで終わりではなく、アンケートに書きにくいことを書いてくれた子供たちの思いをしっかりと受け止めて、こういったところを書いたら実際にこんなことが起こったと、SOSってこんなふうに出せるんだと、出したら何かが変わるんだということを、子供たちが感じられるように進めていただけたらと思います。

以前、5年生を対象に怒りのコントロールについての授業を行っているということを知ったことがあります。これを、5・6年生、中学1・2年生まで広げて行われているんだということを今伺いまして、これも一つ安心したところです。

たくさん授業で扱わなくてはならないこともあると思いますが、いじめられた側の子供たちの心のケアも大事ですし、いじめをする子供たちが間違った方向で怒りを発散しているのがいじめの一つの在り方なのかもしれません。

そういった怒りのコントロールの仕方を、授業等で全体の子供たちに働き掛けていくというのも、いじめ防止の役に立つことだと信じておりますので、引き続きお

願いたいと思います。

佐々木委員 意見です。

再発防止策について、かなりの時間を割いて協議して、それが早速形になってきた。その中でアンケートの内容を変えたり、相談窓口の認知度を高めるなど、この程度でも言っているんだ、これぐらいの相談でもいいんだと、相談するハードルが下がって、子供たちが相談しやすい環境になっていけばいいと思います。

教 育 長 いじめの認知というのは、きちっとやっていないといけないと思います。

いじめが起きたとき、心の痛み、訴える側の立場に立っていかなければなりません、その後の事実確認を迅速に行って、事実が間違っていたら大変なことになるので、そこをきちっと徹底してやって、次の対応を事務局には願いたいと思います。

ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第35号 呉市立呉高等学校の令和6年度入学者選抜実施要項について

教 育 長 次に、日程第4の報告第35号「呉市立呉高等学校の令和6年度入学者選抜実施要項について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

追原参事補 それでは、報告第35号「呉市立呉高等学校の令和6年度入学者選抜実施要項について」御説明いたします。

資料3ページを御覧ください。

はじめに、一次選抜につきましては、定員は160名、学力検査実施日は令和6年2月27日、自己表現及び面接は2月28日でございます。

二次選抜は、令和6年3月18日で、定員は一次選抜の合格者決定後に確定いたします。

続きまして、実施要項につきまして、令和6年度の主な変更点でございます。

1点目は、自己表現カードの記入時間の短縮及び学力検査等時間割の変更でございます。

要項では、資料5ページの下段の6の選抜(5)実施期日及び時間割等の表でございます。

第4時限の自己表現カードの記入時間を15分間短縮し、以後の検査教科の時間割を繰り上げております。

これは、時間短縮をすることにより、1日目の検査終了時間が少し早くなり受検生及び高等学校の負担軽減を図っていこうとするものでございます。

次に、特色枠と一般枠の割合でございます。

要項では資料6ページ、7の合格者の決定(1)特色枠による選抜でございます。

昨年は特色枠の割合を25%としておりましたが、今年は50%といたしました。

これは、一般枠より面接での配点の比重が高い特色枠での合格者の割合を多くすることにより、本校に来たいという気持ちを持った生徒に積極的に入学してもらおうとするものでございます。

3点目は、新型コロナウイルス感染症の留意点をインフルエンザと同様といたしました。

要項では、資料7ページ中段の14の新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等に関する感染予防の留意点でございます。

これは、新型コロナウイルス感染症が今年の5月から第5類感染症へ移行されたことに伴い、項目の記載を一本化するとともに、追検査も従来の枠組みの中で実施することといたしました。

その他、年度等の更新や文言整理を行っております。

なお、資料11ページには、参考として日程の概要をお示ししております。

出願登録から選抜や合格発表まで約1か月半ございますが、事前準備から漏れや誤りのないように確実にいき、万全を尽くしてまいります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第4の報告第35号「呉市立呉高等学校の令和6年度入学者選抜実施要項について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

辻 委 員 特色枠の割合を増やしたということで、より多様な生徒さんが呉高校に来てくれるのではないかと期待しています。

一つ気になるところがあります。自己表現カードの記入の時間が30分から15分に短縮したということで、書くことに時間がかかる生徒がいる中で、この15分間というのは十分な時間になるのか。そういったところの配慮がされたのか、聞かせてください。

また、今まで30分与えられていたところが、例えば先輩たちからこれから受検に向けた後輩たちへ伝わっている可能性もありますので、この時間が短くなったんだよと、これから受検される生徒さんに不利益にならないように、時間が短縮されたこと、短い時間で書かなくてはならないんだよと、きちっと伝えるような何らかの工夫をしていただきたいと思います。

追原参事補 自己表現カードの記入時間短縮につきましては、広島県教育委員会の方で受検した生徒、中学校、高等学校の関係者へ入試のアンケートを行っております。

その中で、カードへの記入や受検校での教員の勤務時間が課題として挙がってきたものでございます。

これにより、広島県教育委員会が対応を整理し、時間短縮を行って少しでも負担軽減を図ったものでございます。

周知につきましては、これから入試要項を各中学校へ持参してお配りする際に説明して、中学校の方でも受検される生徒へ時間が短くなっていることをお知らせしてもらいようお願いし、周知を図っていこうと考えております。

教 育 長 ほかに御発言はありますか
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第36号 専決処分について

教 育 長 次に、日程第5の報告第36号「専決処分について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

横田課長 それでは、報告第36号「専決処分について」御説明いたしますので、資料の13ページを御覧ください。

まず、状況について御説明いたしますので、4の損害の状況を御覧ください。本件は、令和5年10月20日午前11時30分頃、呉市立広小学校敷地内において、呉市立阿賀小学校の学校業務員が、脚立を使って作業をした後、折り畳んだ脚立を横向きにして両手で持って運んでいた際に、グレーチングの上でよろけた拍子に、持っていた脚立が、同校敷地内に駐車していた相手方所有の軽乗用車の後方右側方向指示器ランプカバーに接触し、これに損傷を与えたものです。

なお、本件によるけが人はありませんでした。

1の賠償の理由につきましては、物損事故による車両損傷によるものでございます。

2の賠償金額は、2万6,950円でございます。

3の賠償の相手方につきましては、呉市在住の個人でございます。

賠償金につきましては、全国市長会学校災害賠償補償保険が適用され、保険会社を通じて、11月27日に、修理業者へお支払いしております。

なお、本件につきましては、12月定例会において、議会報告を行いました。

説明は、以上でございます。

教育長 ただいま、事務局から日程第5の報告第36号「専決処分について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

教議第48号 請願書について

教育長 次に、日程第6の教議第48号「請願書について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

横田課長 それでは、教議第48号「請願書について」を御説明します。

資料の16ページを御覧ください。

本件は、「子どものための最良な教科書を採択するための改善を求める請願」でございます。

請願者は、「教科書ネット呉」で、請願内容は7点でございます。

請願内容につきましては、学校教育課が説明いたします。

木屋課長 それでは、請願内容について御説明いたします。

請願団体から令和5年11月9日付けで提出された請願事項については、詳細は資料16ページから23ページにございます。

本請願は、教科用図書の採択について、改善を求めるものです。

請願内容の7点は次のとおりです。

1点目、調査・研究の日程をゆとりあるものにすること。

2点目、現場教師の知見を発揮した「綿密で専門的な調査・研究」を行うこと。

3点目、選定委員会は公平性・透明性を担保して、誤記等がない調査・研究報告書に基づく総合所見を作成すること。

4 点目、教科用図書の法定展示を改善すること。

5 点目、QRコードに偏重した教科書採択はやめること。

6 点目、保護者代表及び学識経験者に「多様な意見」を求めること。

7 点目、採択資料を遅滞なく公表すること。

以上、いただいた請願内容については、今後の教科書用図書の採択事務の参考にしたいと考えております。

教科用図書の採択につきましては、これまでどおり、国の通知や県の方針、呉市の規程等にのっとり、適正かつ公正な採択を進めてまいります。

したがいまして、本件請願に対しては、「教科用図書の採択につきましては、国の通知や県の方針、呉市の規程等にのっとり、適正かつ公正な採択を進めてまいります。」と回答したいと思います。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第6の教議第48号「請願書について」の説明がありましたが、これについて、採択するか、不採択とするか、あるいは採択・不採択の決定をしないとするかについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 1点確認させてください。請願項目の7で会議録が2か月以上かかったと言われています。規程では、資料は遅滞なく公表すると決めていると思いますが、どういうことでしょうか。

横 田 課 長 おっしゃるとおり、呉市教科用図書の採択に関する規程で、採択の結果及び理由や各種資料について、採択後、遅滞なく公表するものとされており、会議録につきましても、「教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録」を遅滞なく公表するものとされており、ただ、ほかの資料は会議の前に準備しておくものですので、すぐに公表しましたが、会議録は会議の後に作り始めるものです。

特に、採択の会議は数時間に及び、また出席職員も多数おりましたので、文字起こしや発言内容の確認などの作業に非常に時間を要したため、会議録の作成自体が、通常より遅れてしまったものでございます。作成後は、遅滞なく公表されたものと考えております。

今後も、できるだけ早く行いたいと思います。

佐々木委員 分かりました。では、そのようにお願いします。

辻 委 員 今回の請願の内容については大変貴重な御意見として伺いまして、教科用図書の採択は、適正かつ公正に行うものですので、学校教育課長が説明したように回答されたらよろしいかと思います。

吉 中 委 員 今、事務局から説明がありましたように、それぞれ個別の内容については貴重な御意見として、事務局の方で検討していただくのが妥当だと思います。

この場では、採択とか不採択は決めないのが適当ではないかと思います。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、本請願については、採択・不採択の決定をせず、学校教育課長の回答案のように回答すべきという御意見でありましたが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本請願についてはそのように決めます。

それでは、これより非公開の議題に入ります。
傍聴者の方は、誠に申し訳ありませんが御退室ください。
(14 : 05)

報告第37号 令和5年度教育費補正予算について

(非公開案件です。)

教議第49号 臨時代理の承認について(令和5年度教育費補正予算)

(非公開案件です。)

教議第50号 臨時代理の承認について(令和6年度教育費予算)

(非公開案件です。)

(15 : 14)

教 育 長 それでは、ここで一旦定例会を中断させていただいて、先に「トピックス」の説明をお願いします。

(各課からトピックス等について説明)

教 育 長 それでは、これより秘密会の議題に入りますので、説明員の交代をお願いします。
(15 : 35)

教議第51号 職員人事について

教 育 長 以上で定例会を閉会します。
(15 : 57)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

（ 教育長 寺 本 有 伸 ）

（ 委 員 辻 佑 子 ）

（ 委 員 森 尾 敬 介 ）

（令和5年12月21日定例会）